

法 学 号 外
平成 28 年 9 月 13 日

各 私 立 学 校 設 置 者 様
(高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

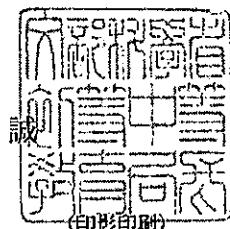
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

28文科初第804号
平成28年9月7日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤 原



独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正について（通知）

このたび、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第293号）」（別添1）が平成28年9月7日に公布され、同日より施行されるとともに、改正後の規定は、平成28年4月1日以後に生じた災害に係る災害共済給付について適用されることになりました。

その概要及び留意事項について、別紙の通り、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長宛に送付しておりますので、事務処理上ご留意いただきますようお願いします。

なお、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いします。

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課企画調整係
TEL : 03-6734-4950
FAX : 03-6734-3794
e-mail : kenshoku@mext.go.jp

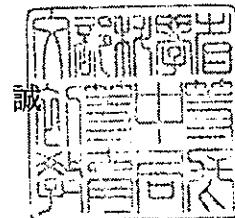




28文科初第804号
平成28年9月7日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤 原



独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の改正について（通知）

このたび、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第293号）」（別添1）が平成28年9月7日に公布され、同日より施行されるとともに、改正後の規定は、平成28年4月1日以後に生じた災害に係る災害共済給付について適用されることになりました。

その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理に遗漏のないようにお願いします。

記

第1 改正の概要

1 改正の趣旨

これまで、災害共済給付制度においては、高校生等（中等教育学校の後期課程の生徒、特別支援学校の高等部の生徒、高等専門学校の学生を含む。以下同じ。）の故意の死亡等（負傷及び疾病を含む。以下同じ。）は、当該高校生等が精神疾患を有していたなど当該死亡等に係る故意が否定できる場合を除き、災害共済給付の対象外とされていたところ、近年の自殺等に係る社会の認識の変化等を踏まえ、いじめや体罰など本人の責めに帰することができない事由を背景とする高校生等の故意の死亡等については、災害共済給付を行うことができるようとするもの。

2 改正の内容

高校生等が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。以下同じ。）、体罰（学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条ただし書に規定する体罰をいう。以下同じ。）その他の当該高校生等

の責めに帰することができない事由（以下「いじめ等」という。）により生じた強い心理的な負担による故意の死亡等を、災害共済給付の支給対象とすること（改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「新令」という。）第3条第7項ただし書）。

3 施行期日等

この政令は、公布の日（平成28年9月7日）から施行し、新令第3条第7項ただし書の規定は、平成28年4月1日以後に生じた災害（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号に規定する災害をいう。）に係る災害共済給付について適用することとしたこと。

第2 留意事項

災害共済給付の給付対象になるか否かは、学校の設置者から提出される事件調査報告書等の内容を踏まえて判断することになるが、当該判断にあたっては、特に下記の事項について留意いただきたい。

1 「その他の生徒又は学生の責めに帰することができない事由」の意義

「その他の生徒又は学生の責めに帰することができない事由」とは、学校の管理下において生じた法令により禁じられているいじめや体罰の他、教員による暴言等不適切な指導又はハラスメント行為等教育上必要な配慮を欠いた行為を含むものとすること。

2 「強い心理的な負担」がいじめ等により生じたか否かに係る判断

(1) 故意の死亡等の原因がいじめによると疑われている場合には、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に学校の設置者等が行うこととされている調査に係る結果を踏まえて判断すること。

また、故意の死亡等の原因がいじめ以外であると疑われている場合であって、学校の設置者等が、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月1日付け26文科初第416号初等中等教育局長通知）に基づき、第三者調査委員会を設置して調査を行っているときには、当該調査結果を踏まえて判断すること。

上記の学校の設置者等が行った調査結果において、故意の死亡等の主な原因が、いじめ等と認められている場合には、通常、当該いじめ等により、当該高校生等に「強い心理的な負担」が生じていたものと推定して差し支えない。

(2) 上記(1)の第三者調査委員会による調査が行われておらず、学校の設置者から報告される事件の具体的な内容において「強い心理的な負担」がいじめ等により生じたことについて疑義が存すると認められる場合には、当該設置者に診療担当医師等の見解を求めさせ、当該見解の提出を求める。

3 新令の適用時期

新令の規定は、いじめ等が平成28年4月1日より前に起きていたとしても、同日以後に、当該いじめ等により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には適用されるものであること。

【本件照会先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課企画調整係
TEL : 03-6734-4950
FAX : 03-6734-3794
e-mail : kenshoku@mext.go.jp

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年九月七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第二百九十三号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令
内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項に次のただし書きを加える。

ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十六年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう）、体罰（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一条ただし書きに規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。

第四条第五項第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

附則

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この政令による改正後の第三条第七項ただし書きの規定は、平成二十八年四月一日以後に生じた灾害に係る災害共済給付について適用する。

文部科学大臣 松野 博一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（災害共済給付の給付基準）	（災害共済給付の給付基準）	（災害共済給付の給付基準）
第三条　（略）	第三条　（略）	第三条　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）	2～6　（略）
7　センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第一項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十二条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。	7　センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。	7　センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。

8　（略）

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 学校教育法第一条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 (略)

(給付金の支払の請求及びその支払)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 (略)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 参照条文

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（抄） 1
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄） 1
- いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（抄） 1
- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄） 2

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）（抄）

（災害共済給付及び免責の特約）

第十六条 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第四項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

3・4 （略）

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄）

（災害共済給付の給付基準）

第三条 （略）

2～6 （略）

7 センターは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己的故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。

8 （略）

○ いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

254 （略）

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。